



積立年金保険 (旧名称：積立式団体終身保険)

拠出型企業年金保険 (事務幹事)日本生命

商品内容のご説明

※別冊 P51～54 に記載の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。なお、ご加入者(被保険者)は当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)をお読みいただいた後も大切に保管してください。

制度内容等の詳細につきましては別冊 P43～44 および P51～56 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

ご加入対象	退職後継続	別冊ページ
本人	×	P43～44 P51～56

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した商品です。
在職中に保険料を払込みいただき、年金または一時金をお受取りになれます。

●財産形成や老後の生活資金確保

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

- 給付内容はニーズに合致していますか。
- ご自身が選択された保険料(加入口数)、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

この保険の特徴

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者(被保険者)とし、ご加入者(被保険者)の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。
- 在職中に保険料を払込み、保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了時積立金額を原資とした年金をお受取りになれます。年金でのお受取りにかえて、一時金で受取ることもできます。
- ご加入者(被保険者)が保険料払込期間中に脱退された場合はご加入者(被保険者)に脱退一時金をお支払いします。
また、ご加入者(被保険者)が保険料払込期間中に死亡された場合はご遺族に遺族一時金をお支払いします。

加入(増額)日：2024年5月1日 (ただし、半年払(賞与払)の保険料部分の加入(増額)日は2024年7月1日です。)

保険料	1口あたりの保険料	最低		最高	
		月払(給与払)	5口=	999口=	999口=
月払(給与払)	1,000円	5口=	5,000円	999口=	999,000円
半年払(賞与払)	10,000円	1口=	10,000円	999口=	9,990,000円
退職時一時払	10,000円	10口=	100,000円	999口=	9,990,000円

かつ、確定年金選択時は保険料払込期間満了時積立金相当額まで

- 保険料はご加入者(被保険者)負担です。 ●月払(給与払) 保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は4月給与から)
- 半年払(賞与払) 保険料は年2回の賞与から控除します。(第1回目は夏の賞与から)
- 退職時一時払保険料は団体指定の口座に振込みいただけます。 ●半年払(賞与払)・退職時一時払を活用される場合でも、月払(給与払)のご加入が必要です。
- 保険料払込期間満了日：(社員・嘱託) 満60歳に達した日とします。
(役員・再雇用嘱託・シニアスタッフ) 満70歳に達した日とします。(ただし、再雇用嘱託・シニアスタッフが満70歳に達する前に契約満了を迎えられた場合は契約満了日、役員が満70歳に達する前に退任された場合は退任時までとします。)
- 保険料の増額は保険料払込期間満了日まで期間が1年以上ある方に限ります。

●保険料の減額

- 別表1の事由に該当する場合に限り、保険料を減額することができます。保険料の減額のお申込みは募集期間中に限ります。ただし、月払(給与払)5口・半年払(賞与払)1口を最低残すものとします。

別表1	①災害 ②疾病・障がい(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。) ⑤結婚(親族の結婚を含む。) ⑥債務の弁済 ⑦その他、ご加入者(被保険者)が保険料の拠出に支障のある場合
-----	---

●保険料の払込中断

- 上記別表1の事由に該当し、やむを得ない場合に限り、保険料のお払込みを中断することができます。(ただし、月払(給与払) 保険料のお払込みのみを中断することはできません。なお、月払(給与払)・半年払(賞与払) 両方の保険料のお払込みを中断する場合は3年を限度とします。また、半年払(賞与払) 保険料のお払込みのみを中断する場合は、期限はありません。)なお、保険料の払込中断期間中に死亡された場合、死亡加算はありません。また、半年払(賞与払) 保険料のみの払込中断期間中に死亡された場合、半年払(賞与払) 保険料部分の死亡加算はありません。

●保険料積立金の一部受取り(減口)

- 別表2の事由に該当し、やむを得ない場合に限り、保険料積立金の一部を受取ること(減口)ができます。なお、保険料積立金の一部受取りは、最低30万円以上、1万円単位でお取扱いします。保険料の減額、保険料の払込中断を行っても保険料積立金を受取ることはできません。

別表2	①災害 ②疾病・障がい(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。) ⑤結婚(親族の結婚を含む。) ⑥債務の弁済
-----	--

●年金の繰延

- ご希望により1年単位で最長10年まで、年金の受取開始を繰延べることができます。繰延期間中は、保険料のお払込みや保険料積立金の一部受取り(減口)はお取扱いできません。

■給付額試算表

- この商品は、積立金額が払込保険料累計額(元本)を上回るには、一定の期間(下表の例の場合、3年間)を要する商品です。
- 下表は、前提・条件を置いて計算した給付額の試算であり、将来の受取額をお約束するものではありません。前提・条件の詳細は<当パンフレットに記載の給付額について>をご確認ください。

月払(給与払)10口10,000円、半年払(賞与払)1口10,000円加入の場合(保険料払込期間満了年齢：60歳)

積立期間(年)	払込保険料累計額(万円)	積立金額(約)(円)	10年確定年金基本年金月額(約)(円)	15年保証期間付終身年金基本年金月額(約)(円)	15年保証期間付終身年金基本年金月額(約)(円)
1	14	138,400	(1,200)	(500)	(400)
2	28	278,500	(2,400)	(1,100)	(1,000)
3	42	420,100	(3,600)	(1,700)	(1,500)
4	56	563,100	(4,900)	(2,200)	(2,000)
5	70	707,800	(6,200)	(2,800)	(2,500)
6	84	854,000	(7,400)	(3,400)	(3,000)
7	98	1,001,800	(8,700)	(4,000)	(3,500)
8	112	1,151,200	(10,000)	(4,600)	(4,100)
9	126	1,302,200	11,400	(5,200)	(4,600)
10	140	1,454,800	12,700	(5,900)	(5,200)
11	154	1,609,200	14,100	(6,500)	(5,700)
12	168	1,765,200	15,400	(7,100)	(6,300)
13	182	1,922,900	16,800	(7,800)	(6,900)
14	196	2,082,300	18,200	(8,400)	(7,400)
15	210	2,243,500	19,600	(9,100)	(8,000)
16	224	2,406,600	21,100	(9,700)	(8,600)
17	238	2,571,400	22,500	10,400	(9,200)
18	252	2,737,900	24,000	11,100	(9,800)
19	266	2,906,500	25,400	11,800	10,400
20	280	3,076,700	26,900	12,400	11,000
21	294	3,249,000	28,400	13,100	11,600
22	308	3,423,100	30,000	13,900	12,200
23	322	3,599,200	31,500	14,600	12,900
24	336	3,777,200	33,100	15,300	13,500
25	350	3,957,200	34,700	16,000	14,200
26	364	4,139,200	36,200	16,800	14,800
27	378	4,323,200	37,900	17,500	15,500
28	392	4,509,300	39,500	18,300	16,100
29	406	4,697,500	41,100	19,000	16,800
30	420	4,887,700	42,800	19,800	17,500
35	490	5,871,200	51,400	23,800	21,000
40	560	6,911,400	60,600	28,000	24,800

※保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
※年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。なお、()内は参考数値です。

＜当パンフレットに記載の給付額について＞

当パンフレットに記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または保険料を増額される方の増額部分に相当する給付額を試算したものであり、以下の前提およびその他一定の条件に基づき計算しております。そのため、例えば、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率(予定利率・予定死亡率等)の引下げ等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。なお、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間があり、変動するため、ご加入(増額)に際しては、積立期間にご留意ください。

- また、既加入者の実際の給付額については、当パンフレットに記載の給付額と異なります。
- 当パンフレットに記載の給付額は次の(1)～(5)およびその他一定の条件に基づいて計算しております。
(1)この保険契約全体の加入口数が月払(給与払)10,425口、半年払(賞与払)3,263口を常に維持していることを前提とします。
(2)ご加入者(被保険者)全員が保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
(3)引受保険会社各社の基礎率(予定利率・予定死亡率等)(2023年8月3日現在)、および引受割合(2023年8月3日現在)に基づき計算しております。
(4)この保険契約における2023年2月1日現在の保険料積立金が積立期間の開始にあるものとして計算しております。
(5)記載の金額には、配当金を加味していません。
 - 今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率(予定利率・予定死亡率等)については将来変更される場合があります。その結果、年金・一時金の受取金額が減少する場合があります。
 - 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りにならない場合もあります。
 - 年度<2024年2月1日～2025年1月31日>途中で脱退された場合、その年度の配当金はお受取りになれません。また、その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。
 - 積立金額(脱退一時金額)は、積立期間によっては払込保険料累計額を下回ることがあります。
 - 保険料を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。
 - 給付額試算表は、2月1日に加入されたことを前提に整数年加入で計算しておりますので、年度途中(5月1日)加入の場合は、上記試算表の額と異なる(下回る)ことがあります。

ケガ保険
病欠保険
賠償責任保険
介護費用保険
コルネリアー向保険
長期収入
社員グループ
医療保険
積立年金



積立年金保険 (旧名称：積立式団体終身保険)

拠出型企業年金保険 《事務幹事》日本生命

制度内容等の詳細につきましては別冊 P43～44 および P51～56 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

■保険料払込期間中の給付内容

ご加入者（被保険者）が脱退されたとき

脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者（被保険者）にお支払いします。

ご加入者（被保険者）が死亡されたとき

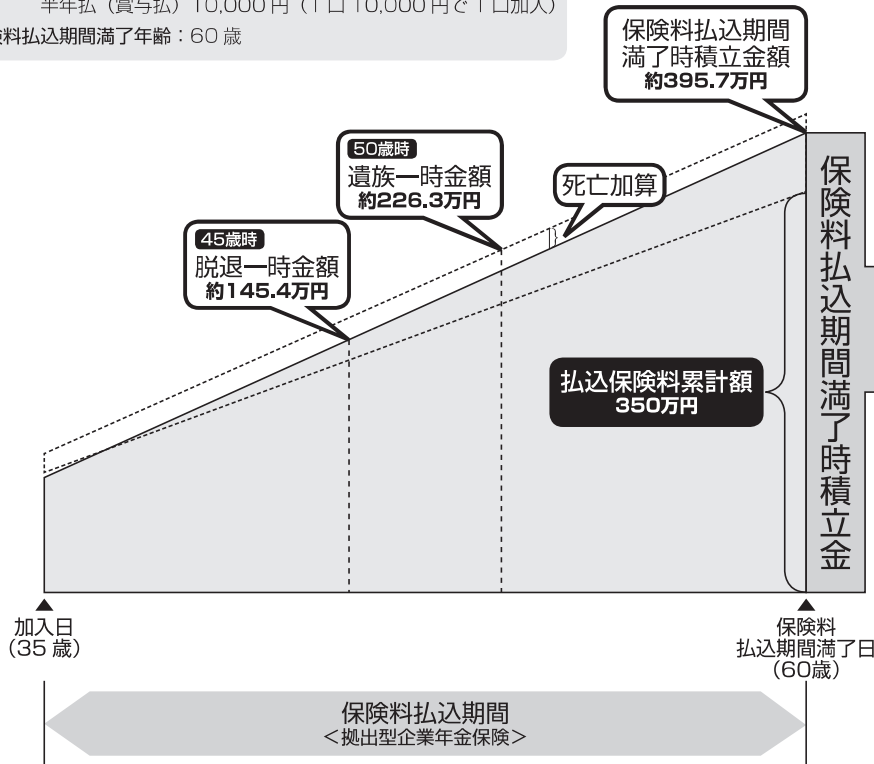
死亡時点の積立金額に月払（給与払）保険料の1倍、半年払（賞与払）保険料の1倍に相当する金額を加算（死亡加算）した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。

新規加入や増額される場合、月払（給与払）保険料部分の死亡加算は5月1日から、半年払（賞与払）保険料部分の死亡加算は7月1日から適用されます。

【しくみ図】

ご加入例

- ご加入年齢：35歳（男性）
- 保険料：月払（給与払）10,000円（1口1,000円で10口加入）
半年払（賞与払）10,000円（1口10,000円で1口加入）
- 保険料払込期間満了年齢：60歳



保険料払込期間満了後の給付内容

I. 年金コース

1 10年確定年金 <拠出型企業年金保険>

- 10年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。



2 15年保証期間付終身年金 <拠出型企業年金保険>

- 15年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。保証期間経過後はご加入者（被保険者）が生存されている限り年金をお支払いします。



II. 一時金コース

- 上記給付にかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取することもできます。

一時金額 約395.7万円

（各コースを組合せて選択することもできます。ただし、年齢50歳未満で退職された場合、Ⅱ一時金コース以外を選択することはできません。）

※この保険でいう「積立金」とは、払込保険料から保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用（事業費）等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を通正な保険数理に基づき計算したものです。

給付額について

- ・しくみ図の給付額は、給付額試算表と同じ条件に基づいて計算しております。
- ・保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
- ・実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

ケガ保険
病氣保険
賠償保険
携行保険
ゴルフ保険
長期収入
社保
医療保険
積立年金



積立年金保険 (旧名称：積立式団体終身保険)

拠出型企業年金保険 《事務幹事》日本生命

制度内容等の詳細につきましては別冊 P43～44 および P51～56 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

■ 給付内容

< 保険料払込期間満了後の給付内容 >

I. 年金コース (拠出型企業年金保険)

- 次の種類の年金からいずれか1つを選択いただき、ご加入者（被保険者）にお支払いたします。
※ 年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。

10年確定年金、15年保証期間付終身年金

《10年確定年金》

・年金受取期間中

10年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いたします。ご加入者（被保険者）が年金受取期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いたします。年金受取期間中の一時金受取りについては、残存受取期間に対応する年金原資をお支払いたします。

《15年保証期間付終身年金》

・保証期間中

15年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いたします。ご加入者（被保険者）が保証期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存保証期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存保証期間に対応する年金原資をお支払いたします。保証期間中の一時金受取りについては、残存保証期間に対応する年金原資をお支払いたします。（終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。）

15年の保証期間経過後にご加入者（被保険者）ご自身が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。

・保証期間経過後

ご加入者（被保険者）が生存されている限り年金をお支払いたします。（一時金のお取扱いはできません。）

- 年金の開始日は保険料払込期間満了日の属する月の翌月1日ですが、実際のお支払いは、年4回2月、5月、8月、11月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いたします。
※ ただし、初回の支払時等は年金の開始日によっては、3カ月分に満たない場合があります。
- 加入期間が2年以上かつ満50歳以上満70歳未満で退職した場合も、年金で受取ることができます。
- 年金でのお受取りにかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取することもできます。

II. 一時金コース

- 保険料払込期間満了時積立金を一時金としてお支払いたします。

保険加入に際しましては、**ライフプラン**や**公的保険制度**等もふまえ、**ご自身の抱えるリスク**やそれに応じた**保障の必要性**をご理解いただきご検討ください。

厚生労働省の**公的年金シミュレーター**はこちら



ケガ保険

病気保険

携行保険

コルナー向付

長期収入

社員グループ

医療保険

積立年金

■ 「障がい」の表記

当パンフレット（積立年金保険部分）では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の画有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。